

9 乙 保 環 第 8 2 号
平成 3 1 年 3 月 8 日

株式会社大剛
代表取締役 安田 奉春 様

京都府乙訓保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 産業廃棄物処理施設設置等の目的
破砕施設（固形燃料化施設）、分離施設並びに圧縮施設の稼動時間を8時間／日から24時間／日に変更する。
これにより、それぞれの施設の日処理能力が3倍になる。

- 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府長岡京市神足寺田17番2ほか4筆

- 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類

処理方式	処理する産業廃棄物の種類
破砕（固形燃料化）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さ
分離	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
圧縮	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- 事業計画書提出年月日
平成30年11月5日

担当	環境衛生室環境担当
電話	075-933-1341